

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 27 年 6 月 2 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 吉見 友弘
	電 話 073 (488) 1150 F A X 073 (475) 0113

「和歌山働き方改革宣言」を採択

～ 活力ある地域・企業は、生き活きとした働き手から～

本日（6月2日）、労使関係者の参画を得て和歌山労働局が和歌山県と共同で開催した「和歌山働き方改革会議」において、全会一致で「和歌山働き方改革宣言」を採択しました。

6月2日、和歌山労働局で開催された「和歌山働き方改革会議」において、和歌山労働局、和歌山県、和歌山市、和歌山県経営者協会及び日本労働組合総連合会和歌山県連合会（連合和歌山）などの関係者の合意を得て、全会一致で「和歌山働き方改革宣言」を採択しました。

宣言は、「活力ある地域・企業は、生き活きとした働き手から」との認識のもと、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、適正な条件の下での多様な働き方の普及、女性の活躍促進のための社内体制の整備など、これまでの意識や働き方を見直す「働き方改革」を進めていこうとするものです。

今後、企業トップに対する働きかけや働き方改革に関するシンポジウムの開催などにより、県内各企業及び県民の働き方改革に対する意識啓発を図っていく予定です。

和歌山働き方改革宣言 ～活力ある地域・企業は、生き活きとした働き手から～

いま、和歌山県内においては、少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し、働き手が減っています。これを少しでもくい止め、地域と企業の活力を高めていくためには、和歌山の将来を担う若者を惹きつけ、女性の活躍が一層促進されるような、仕事と生活の調和がとれた魅力ある雇用・職場環境を実現することが喫緊の課題となっています。

県内における労働者一人当たりの年間総実労働時間は、パートタイム労働者比率の高さも影響して全国平均より短くなっているものの、就業形態別にみると決して短い水準とはいえません。また、年次有給休暇の取得率は50%前後で推移しており、「2020年までに70%」とする「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）における我が国全体の目標には達していない状況です。一方、女性の有業率は全国平均より低く、多くの女性の就業希望が実現していない実態もみられます。

今こそ働き方を見直す好機であり、**長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、適正な条件の下での多様な働き方の普及、女性の活躍促進のための社内体制の整備**など、これまでの意識や働き方を見直す「働き方改革」を進めていくことが必要です。

「働き方改革」を進めることは、すべての働き手が健康で安心して生き活きと働くことができる職場環境の実現につながると同時に、企業としても、人材の確保、定着率の向上、働き手の能力の発揮、生産性の向上などにつながり、各企業と地域全体の発展に結び付くものです。各企業が、それぞれのスタイルに合わせて働き方を改善し、これから仕事に就く人々にもアピールできるセールスポイントをつくり、積極的に公表していただくことにより、和歌山の企業の魅力アップにつながるものと考えています。

私たちは、このような共通認識の下、県内各企業に対して「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを進めるとともに、先進的な企業の事例を広く紹介する等の取組を進めることによって、より魅力的で活力のある和歌山をつくっていくことを目指します。

平成27年6月2日

和歌山働き方改革会議

和歌山労働局 和歌山県 和歌山市

和歌山県経営者協会

日本労働組合総連合会和歌山県連合会

和歌山働き方改革会議設置要綱

1 趣旨

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、「新たに講ずべき具体的施策」として「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の強化が政府としての喫緊かつ重要な課題となっている。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、働き方改革の実現に向けた取組はこれらにも資する。

これを踏まえ、和歌山労働局と和歌山県は共同で平成27年1月に「和歌山働き方改革推進本部」を設置したところであるが、働き方改革の取組を県内の実情に即した形でさらに広げていくため、労使関係者を含めた意見交換等を行う場として「和歌山働き方改革会議」を設置する。

2 構成

本会議は、和歌山働き方改革推進本部の構成員及び労使関係者からなる別紙の参画者をもって構成する。

3 内容

労使関係者と共通の認識の下で、働き方改革の実現に向けた全県的な気運の醸成を図っていくため、労働時間等の状況に関する情報共有及び働き方改革の実現に向けた各種の取組に関する意見交換、協議等を行う。

4 事務

本会議の事務は、和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課の協力を得て、和歌山労働局労働基準部監督課において行う。

（附則）この要綱は平成27年6月2日から施行する。

和歌山働き方改革会議 参画者名簿

平成27年6月2日現在

	氏 名	所属・役職等
労働者側	井岡 由美	日本労働組合総連合会和歌山県連合会 女性委員会事務局長
	東郷 隆文	日本労働組合総連合会和歌山県連合会 事務局長
	橋爪 道明	U A ゼンセン和歌山県支部 運営評議員
使用者側	木村 明人	株式会社インテリックス 代表取締役
	田原 サヨ子	学校法人田原学園 慶風高等学校 校長
	永井 慶一	和歌山県経営者協会 専務理事
和歌山働き方改革推進本部		
本部長	中原 正裕	和歌山労働局長
副本部長	藤本 陽司	和歌山県商工観光労働部長
本 部 員	榎野 順三	和歌山労働局労働基準部長
	石山 清栄	和歌山労働局総務部長
	熊田 知俊	和歌山労働局職業安定部長
	小田 江理子	和歌山労働局雇用均等室長
	田中 一寿	和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課長
	松村 光一郎	和歌山市産業まちづくり局産業観光部産業政策課長
事務局	吉見 友弘	和歌山労働局労働基準部 監督課長

今後の取組予定について

1 企業トップへの働きかけ

労働局及び県が共同で県内企業のトップを訪問し、各企業の実情に応じた働き方の見直しに取り組むよう働きかける。また、他の企業の参考となるような工夫した取組、先進的な取組については、「働き方・休み方改善ポータルサイト」や労働局ホームページ等を介して広く紹介する。

2 あらゆる機会を通じた働き方改革の必要性についての情報発信

様々な広報媒体や、各種の会合等のあらゆる機会を通じて、働き方改革の必要性について積極的に情報発信を行い、県内各企業及び県民の意識啓発を図る。

3 働き方改革の意識の浸透を図るためのシンポジウムの開催

労使関係者などの協力を得つつ、働き方改革に関するシンポジウムを開催し、県内各企業及び県民の働き方改革に対する意識の浸透を図り、働き方改革の実現に向けた全県的な気運の醸成を図る。